

# 人事・労務に役立つ NEWS LETTER

## 月刊くろうど

クワダ社会保険労務士事務所

TEL:084-983-1198 e-mail:info@kuroudo-sr.com

2022

7

Vol. 62

1 ゆんたくひんたく

2 テレワークセキュリティのチェックリスト第3版を公表

4 令和4年4月「源泉所得税改正のあらまし」を公表

3 社会保険の更なる適用拡大 深掘り解説①

5 労働関係指標

発行元:クワダ社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目8-27 ポートビル4F

## ゆんたくひんたく

梅雨明けを待たず暑さが本格的になり、熱中症対策も必要になってきました。さて、突然ですが「梅仕事」という言葉をご存知でしょうか。その年の5月から7月にかけて収穫した梅を使って保存食を作る、そのことが梅仕事と呼ばれているそうです。

少し前に祖父宅の畑に梅の木があることを知り、初めて青梅を収穫しました。毎年6月になるとスーパーなどで陳列されているのは目にしていましたが、実際に実が生っている梅の木を見るのは初めてでした。木の外側から見ると葉っぱしか見えず空振りかと思いきや、中に潜り込むと沢山実が生っていてビックリ。苦みな虫と格闘しながら、バケツ一杯分(ほど)収穫できました。

早速梅シロップを作りましたが、梅を漬けた瓶を一日一回瓶ごと揺らしてシロップが出来上がっていく様子は、まるで理科の実験観察をしているようでとてもワクワクしました。

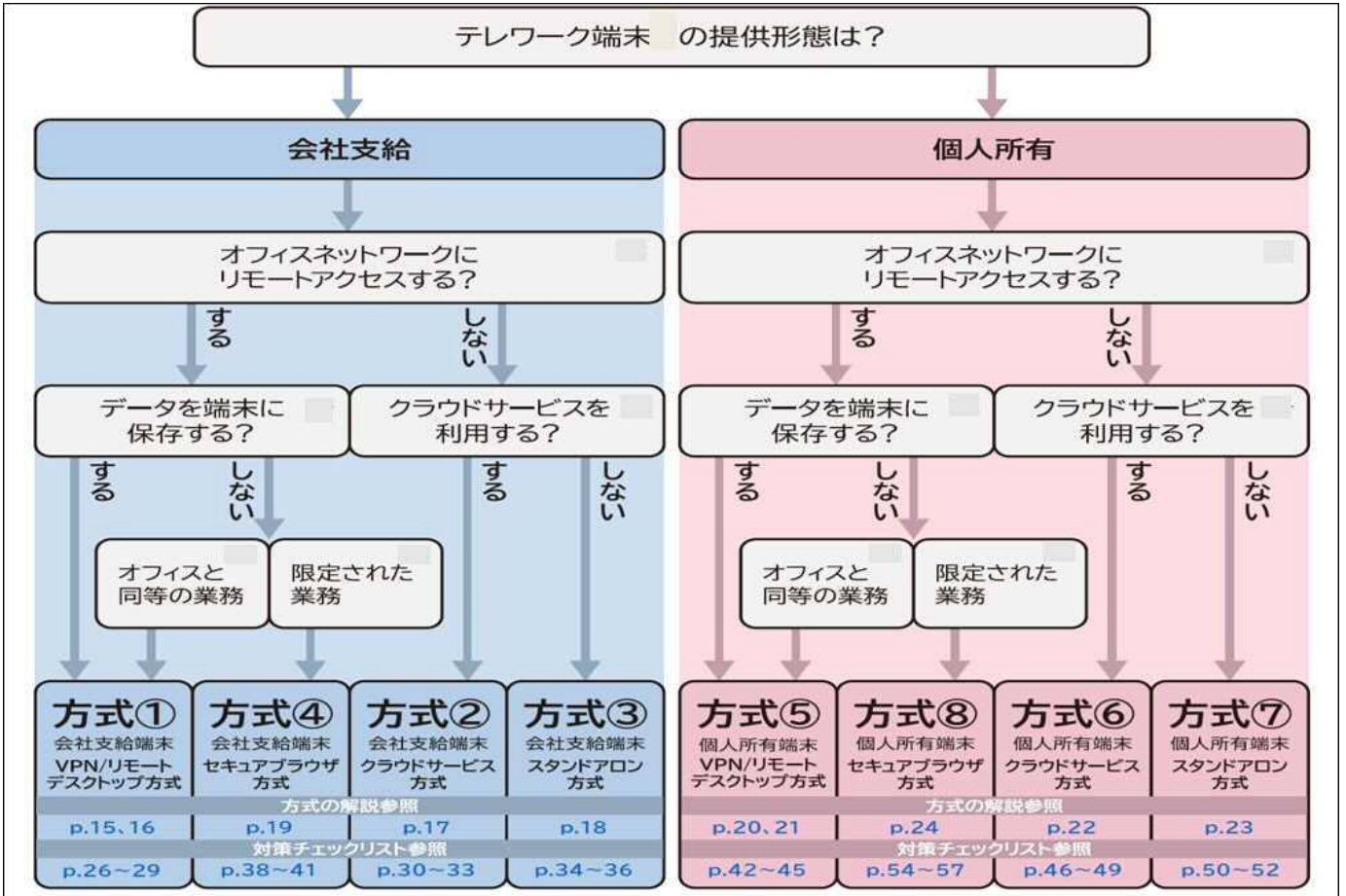
この時期は暑さに加えて湿度もあり、疲れが抜けなかったり食欲が落ちたりしがちです。梅には疲労回復や食欲増進効果があるそうなので、私も自家製の梅シロップを飲んで今年の夏を乗り切りたいと思います。(松本)

## 中小企業等担当者向けテレワークセキュリティのチェックリスト(第3版)を公表

総務省では、企業のシステム管理担当者を対象に、テレワークを実施する際に最低限のセキュリティを確実に確保できるようにするための手引き(チェックリスト)を策定しています。令和4年5月末、その最新版(第3版)が公表されました。

……………テレワークセキュリティの手引き(チェックリスト)(第3版)から抜粋……………

まずは、フローチャートでテレワーク方式を確認したうえで、各方式に対応したチェックリストに進めるように構成されています。

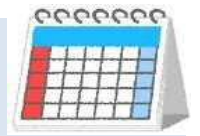


★ウクライナ情勢などを踏まえたサイバーセキュリティ対策の強化について、政府から、再三再四、注意喚起が行われている状況ですので、テレワークを実施している場合には、最新のチェックリストを確認しておきたいところです。

全文をご覧になりたいときは、気軽にお声掛けください。



7/11	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付</li> <li>● 納期特例の適用を受けている源泉所得税(1~6月分)の納付期限</li> <li>● 健康保険・厚生年金保険の被保険者報酬月額算定基礎届の提出期限</li> <li>● 労働保険の年度更新手続きの締切日</li> </ul>
8/1	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6月分健康保険料・厚生年金保険料の納付期限</li> <li>● 5月決算法人の確定申告と納税・11月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)</li> <li>● 8月・11月・2月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)</li> <li>● 労働者死傷病(休業4日未満)報告(4~6月分)の提出期限</li> </ul>





令和4年10月から、常時100人を超え500人以下の規模の事業所も「特定適用事業所」とされるため、当該事業所では、これまで健康保険・厚生年金保険の被保険者でなかった短時間労働者のうち、週所定労働時間20時間以上、月額賃金8.8万円以上などの要件を満たす者を、健康保険・厚生年金保険の被保険者として取り扱う必要があります。この企業規模要件は、どのように判定するのでしょうか？

.....更なる適用拡大の具体的内容①／企業規模要件の判定.....

●101人以上（100人を超え）とは、「使用する被保険者の総数が常時100人を超える」ということです。具体的には、次のいずれかの考え方で判定します。

- ① 法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が常時100人を超えるか否かによって判定します。
- ② 個人事業所の場合は、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者の総数が常時100人を超えるか否かによって判定します。



〔補足〕このように、特定適用事業所に該当するか判断する際の被保険者とは、適用事業所に使用される「厚生年金保険」の被保険者の総数になります。

【注意点】・今回の適用拡大の対象となる短時間労働者は、被保険者の総数に含めません。

・「厚生年金保険」の被保険者が対象ですから、70歳以上で健康保険のみ加入しているような方は対象に含めません。

●では、「常時100人を超える」とは、どのような状態を指すのでしょうか。具体的には次のとおりです。

- ① 法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が、12か月のうち6か月以上100人を超えることが見込まれる場合を指します。
- ② 個人事業所の場合は、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者の総数が、12か月のうち6か月以上100人を超えることが見込まれる場合を指します。

★このように判定した厚生年金保険の被保険者の総数が常時100人を超え500人以下の適用事業所が、令和4年10月から新たに特定適用事業所となります。どのような手続が必要になるのか？次回、そのポイントを紹介します。

「令和4年4月 源泉所得税の改正のあらまし」を公表(国税庁)

国税庁から、「令和4年4月 源泉所得税の改正のあらまし」が公表されました。今後適用されることになる源泉所得税関係の改正の主要なものが掲載されています。そのうち、給与計算や年末調整に影響するものを紹介します。

.....「令和4年4月 源泉所得税の改正のあらまし」から抜粋.....

●扶養控除の対象となる扶養親族の範囲から、年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって次のいずれにも該当しないものが除外されることになりました（逆にいえば、次のいずれかに該当することが必要）。

- ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- ② 障害者
- ③ 扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者  
そのため、非居住者である扶養親族が30歳以上70歳未満の場合には、その源泉徴収事務における確認書類に変更が生じます。

	留学生	障害者	38万円以上の送金を受けている者
確認書類	留学ビザ等相当書類	—	38万円以上の送金関係書類
確認時期	扶養控除等申告書を受領するとき	—	年末調整を行う時

(注)扶養控除等申告書を受領する時の親族関係書類及び年末調整を行う時の送金関係書類の確認については、現行のとおり必要となります。ただし、年末調整を行う時に38万円以上の送金関係書類の確認をする場合には、現行の送金関係書類の確認をする必要はありません。

→この改正は、令和5年分以後の所得税について適用されます。

●年末調整の際に、令和5年1月1日以後に居住の用に供する家屋に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けようとする者は、住宅取得資金に係る借入金の残高証明書を「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」へ添付することが不要とされることになりました。

→この改正は、令和6年1月1日以後に提出する「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」について適用されます。

★これらは、すべての社員に適用される規定ではありませんが、対象となる社員がいれば、企業側の対応に変更が生じる部分もあります。給与計算や年末調整を担当される方は、確認しておきたいところです。他の改正事項も含め、気軽にお尋ねください。



## 労働関係指標

### 労働関係指標 (2022年4月)

完全失業率 (季節調整値※2)	全国	2.50%	(前月差-0.1ポイント)	有効求人倍率 (季節調整値※2)	全国	1.23倍	(前月差+0.01ポイント)
	広島県	2.30%※1	(前年同期比-0.2ポイント)		広島県	1.48倍	(前月差+0.02ポイント)
就業者数 (季節調整値※2)	全国	6,738万人	(前月差+27万人)	定期給与※3 現金給与総額※4 (現数値)	全国	283,475円	(前年同月比+1.7%)
	広島県	143万3千人※1	(前年同期比-3千人)		広島県	280,517円	(前年同月比+3.6%)

※1 広島県の完全失業率と就業者数の値は四半期毎に公表されています。今号は、2022年1月～3月平均の値を掲載しております

※2 季節調整値：前月からの変化を適切に捉えるため、季節変動の影響を除いた数値（原数値から季節変動を除去した結果数値）

※3 定期給与：あらかじめ定められている支給条件と算定方法によって支給される給与のこと

※4 現金給与総額：「決まって支給する給与（定期給与）」と「特別に支払われた給与（特別給与）」の合計額

### ● 2022年4月の福山公共職業安定所管内の雇用失業情勢

2022(令和4年)年6月号を加工して作成

- 有効求人倍率は1.45倍で、前年同月比0.12ポイント上昇。
  - ・月間有効求人数は11,689人で、前月比2.9%減少。前年同月比8.8%増加。
  - ・月間有効求職者数は8,087人で、前月比4.4%増加。前年同月比0.0%増加。
- 新規求人倍率は2.13倍で、前年同月比0.31ポイント上昇
  - ・新規求人数は4,003人で、前月比2.5%増加。前年同月比8.1%増加。
  - ・新規求職申込件数は、1,882人で、前月比19.1%増加。前年同月比7.7%減少。
- 就職件数は438人で、前月比16.9%減少。前年同月比1.6%減少。

